

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県合同庁舎管理規則の一部を改正する規則

### 告 示

○大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があった件

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件

○大規模小売店舗立地法により県が意見述べた件二件

○患者又は疑似患者の発見について届出があった件

○土地改良区の定款の変更を認可した件三件

○土地改良事業計画を変更することに同意した件

○保安林の指定を解除する予定である件

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件四件

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件

○産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので公告する件

○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件

○一般競争入札を行う件

○一般競争入札を行う件

○福島県警察本部

## 規 則

福島県合同庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県規則第五十三号

#### 福島県合同庁舎管理規則の一部を改正する規則

福島県合同庁舎管理規則(昭和四十四年福島県規則第三十六号)の一部を次のように

改正する。

別表郡山合同庁舎の項中「中央児童相談所郡山相談センター」を「県中児童相談所」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文書管財領域施設管理グループ)

## 告 示

### 福島県告示第四百四十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年六月二十二日から同年十月三十一日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び須賀川市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年六月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガステージ須賀川Bエリア 須賀川市広表三一一ほか

二 変更しようとする事項

1 駐輪場の位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

2 荷さばき施設的位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

3 廃棄物等の保管施設的位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

4 駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

1 駐輪場の位置

平成二十年二月十五日

2 荷さばき施設的位置

平成二十年二月十五日

3 廃棄物等の保管施設的位置

平成二十年二月十五日

4 駐車場の自動車の出入口の位置

平成十九年十一月二十七日

四 届出年月日

平成十九年六月十四日

五 届出をした者

株式会社アクティブワン

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第四百四十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年六月二十二日から同年七月二十三日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル一箕町店 会津若松市一箕町大字亀賀字藤原五十二

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

変更後においても、周辺地域の生活環境の保持には十分に配慮し、周辺地域の住民から苦情や要望等の問題が発生した際には、速やかに誠意ある対応を行うこと。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第四百四十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年六月二十二日から同年七月二十三日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

平ファッションモール いわき市平塩字出口九十一―一ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第四百四十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年六月二十二日から同年七月二十三日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び山形市商工労働部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

みどり書房桑野店 郡山市字下亀田十六―十六ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第四百四十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年六月二十二日から同年七月二十三日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び富岡町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイソー富岡店 双葉郡富岡町大字本岡字新夜ノ森六百番地ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第四百四十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成十九年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	疑似患畜	一頭	伊達郡	平成十九年六月十三日	再検査

(生産流通領域衛生飼料グループ)

福島県告示第四百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、遠野土地改良区から平成十九年四月二十五日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年六月十四日認可した。

平成十九年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第四百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津若松市湊土地改良区から平成十九年五月二十四日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年六月十三日認可した。

平成十九年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第四百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、塩川西部土地改良区から平成十九年五月二十五日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年六月十三日認可した。

平成十九年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第四百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項で準用する同法第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、柳津町が原前地区基盤整備促進事業(農道)に係る土地改良事業計画を変更することについて、平成十九年六月十三日同意した。

平成十九年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第四百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成十九年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 解除予定保安林の所在場所

いわき市平藤間字川前五五、六三の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

医療施設用地とするため

二 解除予定保安林の所在場所

いわき市平藤間字川前五五、六三の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

医療施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第四百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成十九年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 土砂災害警戒区域

区域名	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
大野台二丁目	相馬市大野台二丁目	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長谷堂B	同 市西山字長谷堂	急傾斜地の崩壊	
西和田	同 市本笑字西和田	急傾斜地の崩壊	
一里壇	同 市赤木字一里壇	急傾斜地の崩壊	



ウバ沢	同 市山上字坂下	土石流
-----	----------	-----

〔「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾領域砂防グループ及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備えて置いて縦覧に供する。〕

（河川港湾領域砂防グループ）

**公 告**

**公告第三百五十七号**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。  
平成十九年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあつた年月日  
平成十九年六月十一日
- 二 名称  
特定非営利活動法人つくしの里福祉会
- 三 代表者の氏名  
遠藤 稔
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市松川町脇原三十二番地
- 五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者の自立と社会参加、及び生きがい作りに関する事業を行い、障がい者の社会参加の促進と、地域との親交を通じ、地域の障がい者への理解や偏見や差別を是正することを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

**公告第三百五十八号**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。  
平成十九年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあつた年月日  
平成十九年六月十一日
- 二 名称  
特定非営利活動法人たいよう

- 三 代表者の氏名  
伊藤 澄子
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市富久山町福原字鎌田九番地の九

定款に記載された目的  
この法人は、障がいを抱える人たちが満足でき、心から喜び幸せを感じる生活ができる社会の実現を目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

**公告第三百五十九号**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。  
平成十九年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあつた年月日  
平成十九年六月十二日
- 二 名称  
特定非営利活動法人先端消化器画像研究センター
- 三 代表者の氏名  
佐藤 一弘
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市横塚一丁目六番五号
- 五 定款に記載された目的

この法人は、消化器画像診断手技の研究開発を行い、学会発表・論文の作成を通して、医療の発展に寄与することを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

**公告第三百六十号**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。  
平成十九年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあつた年月日  
平成十九年六月四日
- 二 名称  
特定非営利活動法人福島県子どもの教育支援サークル
- 三 代表者の氏名  
星野 裕二
- 四 主たる事務所の所在地

五 福島県安達郡大玉村大字大江田中十八番地八  
 定款に記載された目的

この法人は、福島県内の教育関係者、保護者及び児童生徒に対して、子どもの健全育成を図ろうとする精神のもと、授業技量及び教育技術の向上のための研修会、各種体験教室、教育や子育てに係る情報提供サービス等の支援事業を行い、学校、家庭及び地域の教育力の向上に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第三百六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
 平成十九年六月十一日

二 名称

特定非営利活動法人そよ風ネットいわき

三 代表者の氏名

藤井 ゆう子

四 主たる事務所の所在地

福島県いわき市平字材木町三十四番地の二

五 定款に記載された目的

この法人は、いわき市内に居住している知的障害のある人及び特別の事情を考慮することができるその他の障害を持つ人に対して、財産管理や入院互助に関する事業を行い、保健、医療または福祉の増進を図る活動として、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第三百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
 平成十九年六月十二日

二 名称

特定非営利活動法人しらかわ市民活動支援会

三 代表者の氏名

和知 延

四 主たる事務所の所在地  
 福島県白河市字本町二番地

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県南地域の住民の平和と福祉を実現するために、各種の市民活動を促進・支援するとともに、保健・医療・福祉・教育など地域活動の資質を向上するための研究・情報収集・提供を各種団体・個人と提携しながら、地域の諸問題を解決するための事業を行い、地域住民の幸福を増進することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第三百六十三号

福島県産業廃棄物処理指導要綱（平成二年福島県告示第三百三十八号）第八条第一項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

平成十九年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

有限会社モンマ 代表取締役 門馬 喬

二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区

福島県南相馬市原町区鶴谷字牛踏一五六番地

三 産業廃棄物処理施設等の種類

移動式施設として使用する場合、設置等予定地区は特定されない。

四 産業廃棄物処理施設等の処理能力

一、〇八〇立方メートル毎日（八時間）

(環境保全領域産業廃棄物対策グループ)

公告第三百六十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成十九年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

ヘルパ	事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事業所の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
	地	地	地	有限会	西白河郡西	居宅介護	身体障害者

ーステ ーショ ンあつ たかは あーと	堀切四一 一五	郷村字下前 田西五〇	社あつ たかは あーと	郷村字下前 田西五〇	介護	知的障害者 障害児 精神障害者
---------------------------------	------------	---------------	-------------------	---------------	----	-----------------------

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第三百六十五号

電子閲覧システム構築業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)(第六十七條の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)(第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成十九年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 電子閲覧システム構築業務 一式
- 2 業務の様式等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 発注者が指定する日から平成十九年十一月三十日まで
- 4 履行場所 福島県土木部企画技術領域土木企画グループ(福島県福島市杉妻町二番十六号)

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六十七條の四に該当しない者であること。
- 2 経済産業省が認定するソフトウェア開発技術者(SW)を管理技術者に配置できる者であること。
- 3 国、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市において公共事業支援統合情報システムに関する構築(詳細設計・開発)業務を行った者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2及び3に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。  
なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

- 1 提出期間 平成十九年六月二十二日(金)から同月二十八日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)(の午前九時から午後五時まで)
- 2 提出場所 郵便番号九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

- 3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成十九年六月二十八日(木)午後五時まで必着とする。
- 四 契約条項等を示す場所等
  - 1 契約条項を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 福島県土木部土木総務領域総務予算グループ(福島県福島市杉妻町二番十六号)
  - 2 入札及び開札の日時 平成十九年七月十日(火)午後一時三十分
  - 3 入札及び開札の場所 福島県土木部入札室(福島県福島市杉妻町二番十六号)
  - 4 その他 郵便による入札は、不可とする。

福島県土木部土木総務領域総務予算グループ  
電話〇二四一五二一七四五四

- 五 入札保証金及び契約保証金
  - 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九條第一項第一号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九條第一項各号に該当する場合には、入札に参加する者に要求される事項

- 六 入札に参加する者に要求される事項
  - この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

- 八 その他
  - 1 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - 3 契約書作成の要否 要
  - 4 その他 詳細は、入札説明書による。

(土木総務領域総務予算グループ)

福島県警察本部

